

IV 調査票

さんだし 三田市 男女共同参画市民意識調査

市民の皆さまには、日頃より市政に対しご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。さて、三田市では、平成 25 年度に「第 4 次三田市男女共同参画計画」を策定し、「男女がともに心豊かに暮らすことができるまち」をめざしてきました。現行の計画は平成 30 年 3 月末で終了となるため、来年度「三田市男女共同参画計画」の改定を予定しています。この調査は、その基礎資料とするため、三田市にお住まいの 18 歳以上の方 2,000 人を無作為に選び、実施するものです。答えていただいた内容は、個人が特定されたり、他にもれたり、他の目的に利用することは一切ありませんので、ご安心ください。この調査結果については、まとまりしだい三田市ホームページ等で公表するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、よりよい施策の展開に役立てて参ります。みなさまのご協力よろしくお願いいたします。

平成 29 年（2017 年） 1 月

三田市長 ^{もり} 森 ^{てつお} 哲 男

ご回答にあたってのお願い

1. あて名のご本人が回答してください。
※ただし、ご本人が何らかの理由により回答できない場合は、ご家族の中で 18 歳以上の方が代わってご回答いただきますようお願いいたします。
2. 問 1 から順に、該当する番号に○をつけてください。○をつける数は、「1 つ」、「あてはまるものすべて」など質問によって異なりますので、その場合はことわり書きの指示にしたがって、ご回答ください。
3. 質問によっては回答していただく方が限られている場合がありますので、その場合はことわり書きの指示にしたがって、ご回答ください。
4. 「その他」にあてはまる場合は、（ ）になるべく具体的にご記入ください。
5. 回答は、えんぴつ、ボールペンなどではっきりとご記入ください。
6. 回答が終わりましたら、この調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、2 月 15 日（水）までにご返送ください。返信用封筒にはお名前などは書かないでください。

<調査についてのお問い合わせ先>

三田市まちづくり協働センター 男女共同参画担当

〒669-1528 三田市駅前町 2-1

TEL 079-563-8000 FAX 079-563-8001

問1 あなたのお住まいの地区はどちらですか。【〇は1つ】

- | | | | |
|---|-----------------------------|----|------------------------------|
| 1 | <small>さんだ</small>
三田地区 | 6 | <small>あい</small>
藍地区 |
| 2 | <small>みわ</small>
三輪地区 | 7 | <small>ほんじょう</small>
本庄地区 |
| 3 | <small>ひろの</small>
広野地区 | 8 | フラワータウン地区 |
| 4 | <small>おの</small>
小野地区 | 9 | ウッディタウン地区 |
| 5 | <small>たかひら</small>
高平地区 | 10 | カルチャータウン地区 |

問2 あなたの年齢はいくつですか。【〇は1つ】

- | | | | | | | | |
|---|--------|---|------|---|------|---|-------|
| 1 | 18～19歳 | 3 | 30歳代 | 5 | 50歳代 | 7 | 70歳代 |
| 2 | 20歳代 | 4 | 40歳代 | 6 | 60歳代 | 8 | 80歳以上 |

問3 あなたの性別をご記入ください。

()

問4 あなたは結婚されていますか。【〇は1つ】

- | | | | |
|---|----------------------|---|----|
| 1 | 結婚している | 4 | 死別 |
| 2 | 結婚していないがパートナーと暮らしている | 5 | 未婚 |
| 3 | 離別 | | |

問5 あなたのご家族の構成は次のどれですか。【〇は1つ】

- | | | | |
|---|----------------------------|---|------------------------|
| 1 | 単身（ひとり暮らし） | 5 | 3世代世帯（親と子と孫、親と子と祖父母など） |
| 2 | 1世代世帯（配偶者・パートナーまたは兄弟、姉妹のみ） | | |
| 3 | 2世代世帯（夫婦と子） | 6 | その他（具体的に) |
| 4 | 2世代世帯（ひとり親と子） | | |

問6 あなたのご職業は次に示す項目のうちどれにあたりますか。【〇は1つ】

- | | | | |
|---|-----------------|---|-----------------|
| 1 | 常時雇用されている一般従業者 | 5 | 家事専業 |
| 2 | パート・アルバイト・派遣社員等 | 6 | 学生 |
| 3 | 自営業 | 7 | その他の収入をとまなわない職業 |
| 4 | 無職 | | （具体的に) |

問7は、問6で「1 常時雇用されている一般従業者」「2 パート・アルバイト・派遣社員等」「3 自営業」と答えた方におたずねします。

問7 あなたの週あたりの労働時間(残業時間を含む)は次のうちどれにあたりますか。【○は1つ】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 20 時間未満 | 4 60 時間以上 80 時間未満 |
| 2 20 時間以上 40 時間未満 | 5 80 時間以上 |
| 3 40 時間以上 60 時間未満 | |

問8 あなたが1日に家事や子育て、介護に費やす時間は平均すると次のうちどれにあたりますか。【○は1つ】

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 30 分未満 | 4 2 時間～4 時間未満 |
| 2 30 分～1 時間未満 | 5 4 時間以上 |
| 3 1 時間～2 時間未満 | 6 ほとんどない |

問9～11 は、問4で「1 結婚している」「2 結婚していないがパートナーと暮らしている」と答えた方におたずねします。

問9 あなたの配偶者・パートナーのご職業は次のうちどれにあたりますか。【○は1つ】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 常時雇用されている一般従業者 | 5 家事専業 |
| 2 パート・アルバイト・派遣社員等 | 6 学生 |
| 3 自営業 | 7 その他の収入をともなわない職業 |
| 4 無職 | (具体的に) |

問10は、問9で「1 常時雇用されている一般従業者」「2 パート・アルバイト・派遣社員等」「3 自営業」と答えた方におたずねします。

問10 あなたの配偶者・パートナーの週あたりの労働時間(残業時間を含む)は次のうちどれにあたりますか。【○は1つ】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 20 時間未満 | 4 60 時間以上 80 時間未満 |
| 2 20 時間以上 40 時間未満 | 5 80 時間以上 |
| 3 40 時間以上 60 時間未満 | |

問11 あなたの配偶者・パートナーの一日あたりの家事や子育て、介護に費やす時間は平均すると次のうちどれにあたりますか。【○は1つ】

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 30 分未満 | 4 2 時間～4 時間未満 |
| 2 30 分～1 時間未満 | 5 4 時間以上 |
| 3 1 時間～2 時間未満 | 6 ほとんどない |

問12 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。各項目についてあなたのお考えに最も近いものをお答えください。【○は各項目1つ】

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
①家庭生活で	1	2	3	4	5	6
②就業の機会	1	2	3	4	5	6
③職場で（業務内容、昇進、昇給、職場環境など）	1	2	3	4	5	6
④学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
⑤法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑥社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑦自治会やNPOなどの地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体でみて	1	2	3	4	5	6

問13 あなたは、次の言葉や法律を知っていますか。各項目についてあてはまるものをお答えください。【○は各項目1つ】

	よく知っている	少しは知っている	聞いたことはあるがよく知らない	全く知らない
①男女共同参画基本法	1	2	3	4
②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	1	2	3	4
③育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	1	2	3	4
④ジェンダー（社会的・文化的な性）	1	2	3	4
⑤セクシャル・ハラスメント	1	2	3	4
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	1	2	3	4
⑦女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	1	2	3	4
⑧LGBT（レスビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称)	1	2	3	4

家庭や地域での役割分担についておたずねします。

問14 家庭や地域での役割分担について、次のどれにあてはまりますか。

[(1)希望の生活、(2)現実の生活で、①～⑥のそれぞれについて、○は各項目1つ]

	(1) 希望の生活				(2) 現実の生活 問4で「1 結婚している」「2 結婚していないがパートナーと暮らしている」と答えた方におたずねします。				
	主として男性	男女同じくらい	主として女性	わからない	主として男性	男女同じくらい	主として女性	わからない	該当しない
①生活費の確保	1	2	3	4	1	2	3	4	5
②家事（洗濯、掃除、食事など）	1	2	3	4	1	2	3	4	5
③日常の家計管理	1	2	3	4	1	2	3	4	5
④学校・地域の行事参加、近所とのつきあい	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑤子どもの世話	1	2	3	4	1	2	3	4	5
⑥高齢者・病人の世話・介護をする	1	2	3	4	1	2	3	4	5

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておたずねします。

◆ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

問15 あなたが生活において大切にしたいと望むものはどれですか。【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 仕事 | 3 地域活動や趣味、学習など
(仕事と家庭生活以外) |
| 2 家庭生活 | 4 わからない |

問16 あなたが生活において実際に大切にできているものはどれですか。【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 仕事 | 3 地域活動や趣味、学習など
(仕事と家庭生活以外) |
| 2 家庭生活 | 4 わからない |

問17 もしあなたに育児や介護の必要な家族がいれば、育児休業・介護休業(無給)を取得したいですか。【○は1つ】

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 1 取得したい | 4 取得したくない |
| 2 仕事や経済面等の条件が整えば取得したい | 5 学生や家事専業、無職等で該当しない |
| 3 育児や介護は他の家族が担うので取得する必要はない | 6 わからない |

なぜそう思ったのか、差し支えなければ理由をご記入ください。

<hr/>

問18 今の状況で実際に育児休業・介護休業(無給)を取得することは可能ですか。【○は1つ】

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1 どちらも取得できる | 4 どちらも取得はむずかしい |
| 2 育児休業は取得できる | 5 学生や家事専業、無職等で該当しない |
| 3 介護休業は取得できる | 6 わからない |

問19 男性が育児休業や介護休業を取得することについて、どのように思いますか。【〇は1つ】

- | | |
|---------------------------|------------------|
| 1 率先して取得すべきである | 4 できる限り取得しない方がよい |
| 2 必要最小限で取得すべきである | 5 わからない |
| 3 個人の権利、自由であり、こうあるべきといえない | |

なぜそう思ったのか、差し支えなければ理由をご記入ください。

<hr/>

問20 最近、仕事や生活についての悩みごとやストレスがありますか。【〇は1つ】

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 ある | 3 どちらかといえばない |
| 2 どちらかといえばある | 4 ない |

問21は、問20で「1 ある」「2 どちらかといえばある」と答えた方におたずねします。

問21 悩みやストレスは誰かに相談していますか。【〇は1つ】

- 1 相談している
- 2 相談したいが誰に相談したらよいかわからない
- 3 誰に相談したらよいかわかっているが誰にも相談できずにいる
- 4 相談したくない
- 5 相談する必要はない

問22 あなたは、家庭で問題が生じた時、家族以外の人のお世話になることについてどう思いますか【〇は1つ】

- 1 家庭の問題であっても、家族以外の人とお世話をしたりされたりすることは良いことだ
- 2 できるだけ家族で解決する方がよいが、問題が解決しないときはやむをえない
- 3 家族以外の人のお世話になりたくない
- 4 わからない

なぜそう思ったのか、差し支えなければ理由をご記入ください。

<hr/>

職場等での女性の活躍についておたずねします

問23 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。【○は1つ】

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 同感する | 3 どちらかといえば同感しない |
| 2 どちらかといえば同感する | 4 同感しない |

なぜそう思ったのか、差し支えなければ理由をご記入ください。

問24 女性の生き方・働き方について、あなたがよいと思うものはどれですか。【○は1つ】

- 1 結婚や出産・育児に関わらず仕事を続ける
- 2 結婚しないで仕事をする
- 3 結婚して出産はせずに仕事をする
- 4 結婚や出産・育児などで一時仕事をやめ、再び仕事をする
- 5 結婚するまで仕事をする
- 6 出産するまで仕事をする
- 7 仕事をせずに、結婚や出産・育児をする
- 8 その他 ()
- 9 わからない

問25 あなたは、女性が管理職以上に昇進することについてどのようなイメージをもっていますか。【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 やりがいのある仕事ができる | 7 責任が重くなる |
| 2 賃金が上がる | 8 やっかみが出て足を引っ張られる |
| 3 能力が認められた結果である | 9 仕事と家庭の両立が困難になる |
| 4 家族から評価される | 10 子どもと接する時間が減る |
| 5 自分自身で決められる事柄が多くなる | 11 その他 () |

問26 あなたは、女性が仕事を続けていく上で、次の項目が支障となっていると思いますか。

【○は各項目1つ】

	そう思う	そう思わない	わからない
①家族の協力や理解が得られない	1	2	3
②育児休業や介護休業等の制度が不十分	1	2	3
③育児や介護等のための施設やサービスが不十分	1	2	3
④男性に比べ賃金が安く、職種も限られている	1	2	3
⑤再雇用、再就職を支援する制度が不十分	1	2	3
⑥勤務時間の融通がきかない	1	2	3
⑦職場に結婚・出産した女性が働きにくい雰囲気がある	1	2	3
⑧男性の仕事時間（残業等）が長い	1	2	3
⑨実質的に仕事と家庭の二重負担を強いられる	1	2	3
⑩社会通念上、性別での役割分担意識が残っている	1	2	3

DV（ドメスティック・バイオレンス）についておたずねします。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受けることをいいます。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。特に恋人から暴力を受けることをデートDVといいます。

問27 あなたはDVとは何か知っていましたか。【○は1つ】

- 1 内容を知っていた 2 言葉は聞いたことがあった 3 知らなかった

問28 あなたはデートDVとは何か知っていましたか。【○は1つ】

- 1 内容を知っていた 2 言葉は聞いたことがあった 3 知らなかった

問29 あなたは今までにDV(デートDV)の被害にあったことがありますか。【○は各項目1つ】

	あったことがある	自分自身が何度も被害にあったことがある	自分自身が一、二度被害にあったことがある	自分ではなく、友人・知人に被害にあった人がいる	被害にあったことはない
①殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等の暴行	1	2	3	4	
②恐怖を感じる脅迫、無視、人格を否定するような暴言等	1	2	3	4	
③性行為の強要、避妊に協力しない、アダルト向けのDVD・ビデオ等を無理やり見せる等の行為	1	2	3	4	
④生活費を入れない、仕事に就くことを禁じる等の経済的な暴力	1	2	3	4	
⑤実家や友人と会うことや、外出を制限する、携帯電話を勝手に見る等の社会的な暴力	1	2	3	4	

問30は、問29で「何度も被害にあったことがある」「一、二度被害にあったことがある」「自分ではなく、友人・知人に被害にあった人がいる」と答えた方におたずねします。

問30 そのとき、だれかに打ち明けたい相談したりしましたか。【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 配偶者暴力相談支援センターに相談した | 7 学校関係者に相談した |
| 2 1以外の市の相談窓口で相談した | 8 家族や親せきに相談した |
| 3 警察に相談した | 9 友人・知人に相談した |
| 4 上記以外の公的機関に相談した | 10 加害者に直接抗議した |
| 5 医療関係者に相談した | 11 その他（具体的に： _____） |
| 6 民間の専門機関に相談した | 12 何もしなかった |

問31は、問30で「12 何もしなかった」と答えた方におたずねします。

問31 あなたが、だれ(どこ)にも相談しなかったのは、なぜですか。【あてはまるものすべてに○】

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 相談しても無駄だと思った | 6 仕返しがこわかった |
| 2 相談場所がわからなかった | 7 他人を巻き込みたくなかった |
| 3 相談する人がいなかった | 8 相談するほどではないと思った |
| 4 自分さえがまんすればやっていけると思った | 9 その他（具体的に： _____） |
| 5 自分にも悪いところがあると思った | |

**問34 男女共同参画のために、今後、特にどのようなことに三田市が力を入れるべきだと思いますか。
【あてはまるものすべてに○】**

- 1 男女共同参画のための啓発の充実、慣習・制度の見直し
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 3 DVやセクハラ、児童虐待、高齢者虐待等の根絶・防止
- 4 職場における男女の平等な雇用機会・待遇の確保への支援
- 5 農業・商工業（自営業）等に従事する女性の経営参画と経済的自立支援
- 6 女性の起業等、多様な働き方を可能にする環境づくり
- 7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 8 安心して産み育てられる子育て環境づくり
- 9 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり
- 10 生涯を通じた心身の健康づくり
- 11 地域活動における男女平等の環境づくり
- 12 市民活動・NPO活動等の育成・支援
- 13 行政（三田市役所）における男女共同参画の推進
- 14 男女共同参画をめざす拠点施設の内容の充実
- 15 その他（具体的に：）

問35 最後に、三田市に対して、「男女平等」や「男女共同参画」に関するご意見・ご要望がございましたら、自由にお書きください。用紙が足りない場合は別の用紙にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度ご確認のうえ、同封の返信用封筒に入れ、封をして、
切手を貼らずに2月15日（水）までにご返送ください。